

令和5年度 観光人材育成・確保促進事業
沖縄県富裕層向けガイド育成セミナー及びモニターツアー
募集要綱

1. 事業の目的

観光庁が実施する「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」において、令和5年3月28日付で総合的な施策を集中的に講じるモデル観光地の一つとして沖縄・奄美エリアが選定された。また、沖縄県の観光政策においても「量から質」への転換が求められており、今後のインバウンドの本格的な回復を見据え、特に富裕層に対応できる質の高いガイド育成に中長期的に取り組む必要があることから、ラグジュアリーートラベルの実績のある講師を招き、座学や実地研修を実施する。また、研修を通して観光施設やガイド同士のネットワークを構築する。

2. セミナー内容：

12月19日（火）：座学

12月20日（水）：モニターツアー（ガイド限定、定員10名、別途申請）

3. 座学研修内容（講師）：

① 「富裕層旅行市場の基本知識」及び「富裕層向けDMCとガイドの信頼関係の構築」

講師：沼能 功（リージェンシー・グループ株式会社 会長兼CEO）

② 「ホテルコンシェルジュと通訳案内士の信頼関係の構築」

講師：住吉 真矢子（パレスホテル東京 チーフコンシェルジュ（レ・クレドール SEOA（東南アジア・オセアニア地域）ゾーン ディレクター））

③ 「富裕層向け世界遺産及び自然ガイドの心得」

講師：篠田 宇希（世界遺産ハンター、メキシコとスイスの世界遺産ガイドを歴任）

4. 申込期間：令和5年11月10日（金）～令和5年12月18日（月）

※モニターツアー参加希望者は12月10日（日）が締め切りとなります。

5. 申込対象者：登録通訳案内士、フリーガイド、旅行会社、地域観光協会

※モニターツアーの参加希望者は9.の応募条件をご確認ください。

6. 申込方法：下記の申請フォームより申し込み

<https://onl.bz/e3aRv2N>



7. 参加料：無料

※集合、解散後の移動費は別途自己負担となります。

※モニターツアーの参加者は1日目の意見交換会時の食事代及び2日目の昼食代は自己負担となります。予めご了承ください。

8. スケジュール：別紙1参照

9. モニターツアー応募条件、選考方法：

以下の応募要件を満たす方から10名程度募集（10名を超える場合は抽選となります）

- 沖縄県内在住者
- 外国語が話せる方
- 通訳ガイドの実務経験を有する方
- 本事業への参加後に、富裕層旅行者のガイド業務を積極的に行う意欲のある方
- 全日程に参加が可能である方

10 モニターツアー募集・選定スケジュール（予定）

| | |
|--------|--|
| 募集期間 | 2023 年 11月 10日（金）～2023 年12月 10日（日） |
| 参加者選定 | 2023 年 12月 11日（月）～ 2023 年12月13日（水） |
| 選定結果通知 | 2023 年 12月 14日（木） |
| 研修期間 | 2023 年 12 月 19日（火）・20日（水）の2日間 ※詳細は以下「別紙1」参照 |

11. モニターツアー参加者の服装について

- ① 森林に入る研修を予定していますので、持ち物と服装は以下をご参考してください。
 - * 歩きやすく、脱ぎ履きしやすい靴
 - * 長袖長ズボンの服(虫刺され防止のため)
 - * 長靴下（虫刺され防止のため）
 - * 虫除けスプレー
- ② サバニ体験があるため、濡れても大丈夫な服装、靴を用意してください。
（マリンシューズ推奨）

12. モニターツアー参加に関する留意事項

- ・モニターツアー内容・時間・実施方法は一部調整中のため、変更になる可能性があります。
- ・モニターツアー中は事務局や講師の指導監督に従ってください。
- ・やむを得ない事情によって研修受講継続が困難になった場合は、直ちにその理由を事務局まで連絡してください。
- ・受講生が次のいずれかに該当する場合、事務局内で協議の上研修受講の中止又は中断を決定します。
 - ア 申請書（申込フォーム）記載内容に虚偽の記載があった場合
 - イ 事務局と連絡が1週間以上取れない、研修受講中の素行に問題があった場合等、事務局が研修の継続を困難と判断した場合
- ・天災等のやむを得ない状況の場合、モニターツアーは中止又は延期になる場合があります。
- ・モニターツアー中は写真撮影を行う可能性があります。撮影した写真は広報のため、沖縄観光コンベンションビューローのWEBサイト等で公開する可能性があります。
- ・セミナー、モニターツアーに参加にあたっての個人情報の取扱いについては別紙2をご確認ください。

13. お問い合わせ先

「令和5年度 観光人材育成・確保促進事業 沖縄県富裕層向けガイド育成セミナー」事務局
（一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー国内事業部受入推進課 観光人材育成センター内）
担当：田野、瑞慶山
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2階
TEL：098-859-6129／FAX：098-859-6221／Email：ikusei@ocvb.or.jp

| 研修日 | 時間 | 研修内容 |
|---------------|-------------|---|
| 12月19日 (火) | 9:30~10:00 | 受付 |
| | 10:00~10:05 | 開会 |
| | 10:05~10:50 | 講義「富裕層旅行市場の基本知識」 「富裕層向け DMC とガイドの信頼関係の構築」沼能功 |
| | 10:50~11:00 | 休憩 |
| | 11:00~11:50 | 講義「ホテルコンシェルジュと通訳案内士の信頼関係の構築」住吉 真矢子 |
| | 11:50~12:30 | 午前の意見交流会 |
| | 12:30~13:30 | 休憩 |
| | 13:30~14:15 | 講義「富裕層向け世界遺産、自然遺産ガイドの心得」篠田 宇希 |
| | 14:15~14:30 | 閉会の挨拶 |

※以下はモニターツアー参加者のみのスケジュールです。

| 研修日 | 時間 | 研修内容 |
|--------------------|------------------|----------------------------------|
| 12月19日 (火) | 14:30~16:00 | 移動、視察の説明 |
| | 16:00~17:00 | 視察①中山コーヒー園 |
| | 17:00~17:30 | 移動 |
| | 18:00~20:00 | 意見交換会 |
| ※名護市で宿泊（一泊） | | |
| 12月20日 (水) | 8:00~9:00 | 移動 |
| | 9:00~10:00 | 視察②南溟森室（シェルパによる集落案内） |
| | 10:00~11:00 | 視察③南溟森室（宿のコンセプトや地域と連携した活動及び意見交換） |
| | 11:00~11:30 | 移動 |
| | 11:30~12:30 | 視察⑤大宜味スカイテラスレストラン |
| | 12:30~13:00 | 移動 |
| | 13:00~14:00 | 視察⑥TreefulTreehouse |
| | 14:00~14:30 | 移動 |
| | 14:30~16:00 | 視察⑦ヘントナサバニ（サバニ乗船体験含む） |
| | 16:00~16:30 | 意見交換会 |
| 16:30~ | 沖縄コンベンションセンターに解散 | |

※研修内容・時間・実施方法は一部調整中のため、変更になる可能性があります。

【個人情報の取扱い等に関して】

個人情報の取扱い等に関する下記事項をご確認ください。

1. 利用目的について

ご提供頂いた個人情報は、本事業及びお寄せいただいたお問合せ・ご意見などの受付・回答・管理、資料の送付・提供、主催する仕事、観光振興、イベント・セミナー等の案内並びに統計データ作成のためにのみ利用します。

2. 第三者提供について

個人情報は第三者に提供することはありません。ただし、以下のいずれかに該当する場合は提供する場合があります。

*予め、ご本人に必要な事項を明示又は通知し、同意を得ている時

*法令に基づく場合

*人の生命、身体又は財産の保護のために必要だが、ご本人の同意を得ることが困難な時

*公衆衛生の向上又は児童の健全な育成推進のために必要である場合で、ご本人の同意を得ることが困難な時

*国若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法定事務の遂行に協力する場合で、ご本人の同意を得ることと当該事務の遂行に支障を及ぼす時

3. 個人情報の任意性について

個人情報を提供していただくことは任意によるもので、何ら強制するものではありません。ただし、個人情報を提供いただけない場合には、利用目的に記載されたサービスをご利用できないことをご了承ください。

4. 個人情報の開示、訂正、削除について

個人情報保護法に基づく、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（以下、「開示等」という）のご依頼に際しては、ご本人確認が必要になります。また、次のいずれかに該当する場合には、開示等の対象になりません。

*選考に関する情報、及び法令又は沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）の諸規則に違反する行為の調査に関わる情報

*本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利権益を害する恐れがある場合

*OCVBの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合

*他の法令に違反することとなる場合